

海外から一時帰国した児童生徒の体験入学について

[海外から一時的に帰国した児童生徒の体験入学について / 茨木市](#)
city.ibaraki.osaka.jp

更新日：2023年10月13日

海外から茨木市に転入した小学生及び中学生のお子さまで、茨木市立の小中学校に通いたい場合は、下記をクリックしてください。

(茨木市に転入し、国立・府立・私立の小中学校に編入学する場合も届出が必要です。)

[茨木市立の小中学校への転校（海外から茨木市に転入する場合）](#)

海外から一時的に帰国される小学生及び中学生相当の年齢のお子さまに、日本の教育及び学校生活の機会を提供する「体験入学」を希望される場合は、まずは学校長にお問い合わせください。

なお、体験入学は正式な就学（受入れ）ではありませんので、学校によっては実施していない場合や、学校の状況等によりお断りする場合があります。

体験入学を希望される場合は、下記の「体験入学についての留意事項」を了承していただくことが必要です。

<体験入学についての留意事項>

- 体験入学期間中は学校の指示を守ってください。守っていただけない場合は、体験入学期間の途中でも、受入れを取りやめることがあります。
- 体験入学期間中は、お子さまの学校生活全般及びその際に生じた事故やけが等について、保護者に全責任を持っていただきます。登下校時及び学校等で発生した事故やけが等の治療費については、すべて保護者の負担となります。

- 教材にかかる費用や学校給食費などの諸経費は、すべて保護者の負担となります。(体験入学の場合、教科書はお渡しできません。)
- その他、学校生活に関することは学校に直接ご確認ください。

<体験入学の手続き方法>

1. 体験入学を希望する学校の学校長に連絡し、体験入学の希望(※)を伝えてください。
※ お子さまのお名前、生年月日、体験入学を希望する期間、保護者のお名前、電話番号、日本での滞在地の住所(茨木市の住所)、滞在期間など
2. 学校長が体験入学を許可しましたら、教育委員会(学務課)に届け出てください。

※ 届け出の方法は次の3つです。

1. 茨木市ホームページの学務課のページから電子申請により届け出る。

[体験入学の申請はこちらへ](#)

2. 茨木市ホームページの学務課のページに掲載している「体験入学届」の様式をダウンロードし、印刷する。体験入学届を記入後、学務課に郵送する。

[体験入学届 \(PDF ファイル: 137.3KB\)](#)

3. 学務課窓口(市役所南館6階)に来庁し、「体験入学届」を記入し提出する。

※保護者以外の代理の方が手続きにこられる場合は、「体験入学届」の記入に必要な下記の事項を確認のうえ、お越しく下さい。

- 児童生徒のお名前
- 生年月日
- 海外での在籍学校名
- 保護者のお名前
- 電話番号
- 日本での滞在地の住所(茨木市の住所)
- 滞在期間
- 入学希望期間

小中学校就学関係

- 小中学校に入学するときは
- 通学する小中学校(指定校)について
- 転校について
- 中学校夜間学級(ちゅうがっこうやかんがっきゅう)

- 小学校入学準備金（小学校入学のための支援金）
- 海外から一時的に帰国した児童生徒の体験入学について

×



茨木市役所

〒567-8505 大阪府茨木市駅前
三丁目8番13号 電話:072-622-
8121 (代表)

業務時間：午前8時45分から午後
5時15分まで（休館日：土・
日曜日、祝日、12月29日から翌
年1月3日まで）